

令和6年度 第1回浜松市障がい者自立支援協議会市全体会
次 第

日 時 令和6年8月19日（月）
午前9時30分から
開催方法 浜松市役所北館1階
101・102会議室
ZoomID 838 4803 2145
パスワード 937874

- 1 開 会
- 2 障害保健福祉課長挨拶
- 3 構成員自己紹介
- 4 浜松市障がい者自立支援協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- 5 会長選出
- 6 議事
 - （1）令和6年度エリア連絡会の活動について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2）
 - （2）専門部会活動状況報告
 - ・こども部会活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・（資料3）
 - ・就労部会活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・（資料4）
 - ・生活部会活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・（資料5）
 - （3）地域生活支援拠点等について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料6）
 - （4）その他
 - ・医療的ケア児等支援の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・（資料7）
 - ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム推進協議会からの報告
・・・・・・・・・・・・・・・・（資料8）
 - ・5歳児健康診査事業について（健康増進課）・・・・・・・・（資料9）
- 7 閉 会

令和6年度 自立支援協議会 市全体会 構成員名簿

| 構成員所属先 | | 構成員 |
|--------|------------------|--------|
| 学識経験者 | 聖隷クリストファー大学 | 川向 雅弘 |
| 医療 | メンタルクリニックダダ | 大嶋 正浩 |
| 計画相談 | 浜松市相談支援専門員連絡会 | 鈴木 宏幸 |
| 当事者 | 浜松市浜松手をつなぐ育成会 | 小出 隆司 |
| 社協 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | 宇佐美 嘉康 |
| 教育 | 浜松市立中瀬小学校 | 松本 昌之 |
| 入所 | 浜松市社会福祉施設協議会 | 清水 厚紀 |
| 通所 | 静岡県作業所連合会・わ浜松地区会 | 海野 洋一郎 |
| 児童 | 児童発達支援事業所連絡会 | 井上 佳子 |
| 専門部会 | こども部会 | 雨宮 寛 |
| | 生活部会 | 山下 由佳 |
| | 就労部会 | 岸 直樹 |

| | | | |
|-----------------|-----------------|--------------------|--------|
| 庁内出席者 | 中央福祉事業所社会福祉課 課長 | 夏目 健一 | |
| | 浜名福祉事業所社会福祉課 課長 | 北村 聡 | |
| | 天竜福祉事業所社会福祉課 課長 | 芦澤 信之 | |
| | 学校教育部教育支援課 課長 | 南瀬 悦司 | |
| 事務局 | 中障がい者相談支援センター | 藤川 晴海 | |
| | 東障がい者相談支援センター | 平野 明臣 | |
| | 西障がい者相談支援センター | 袴田 章彦 | |
| | 南障がい者相談支援センター | 大場 拓弥 | |
| | 北障がい者相談支援センター | 金森 勇人 | |
| | 浜北障がい者相談支援センター | 大柳豆 勇太 | |
| | 天竜障がい者相談支援センター | 那須 将司 | |
| | 障がい者基幹相談支援センター | 後藤 翔一朗 | |
| | | 玉木 祐次郎 | |
| | | 野島 和樹 | |
| | | 小杉 茉巳 | |
| | 障害保健福祉課 課長 | 本宮 早奈映 | |
| | | 榑原 克人 | |
| | | 障害保健福祉課 精神保健福祉担当課長 | 稲葉 友亮 |
| | | 障害保健福祉課 課長補佐 | 柴田 多美子 |
| | | 障害保健福祉課 総務調整G | 大庭 正裕 |
| | | 障害保健福祉課 企画・相談G | 大庭 靖史 |
| | | 障害保健福祉課 指導G | 吉田 直樹 |
| 障害保健福祉課 給付G | | 飯塚 康敬 | |
| 障害保健福祉課 手当助成G | | 内藤 淳 | |
| 障害保健福祉課 地域生活支援G | | 岡田 佳久 | |
| 障害保健福祉課 精神保健G | | 吉良 祐子 | |
| 障害保健福祉課 企画・相談G | | 鈴木 史哉 | |
| | | 白柳 麻衣子 | |

令和6年度第1回

浜松市障がい者 自立支援協議会 市全体会

会議資料

CONTENTS

- ▶ 資料1 浜松市障がい者自立支援協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- ▶ 資料2 令和6年度エリア連絡会の活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
- ▶ 資料3 こども部会活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- ▶ 資料4 就労部会活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
- ▶ 資料5 生活部会活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
- ▶ 資料6 地域生活支援拠点等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ
- ▶ 資料7 浜松市医療的ケア児等支援の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14ページ
- ▶ 資料8 浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会からの報告
・・15ページ
- ▶ 資料9 5歳児健康診査事業について（健康増進課）・・・・・・・・・・・・・・17ページ

浜松市障がい者自立支援協議会

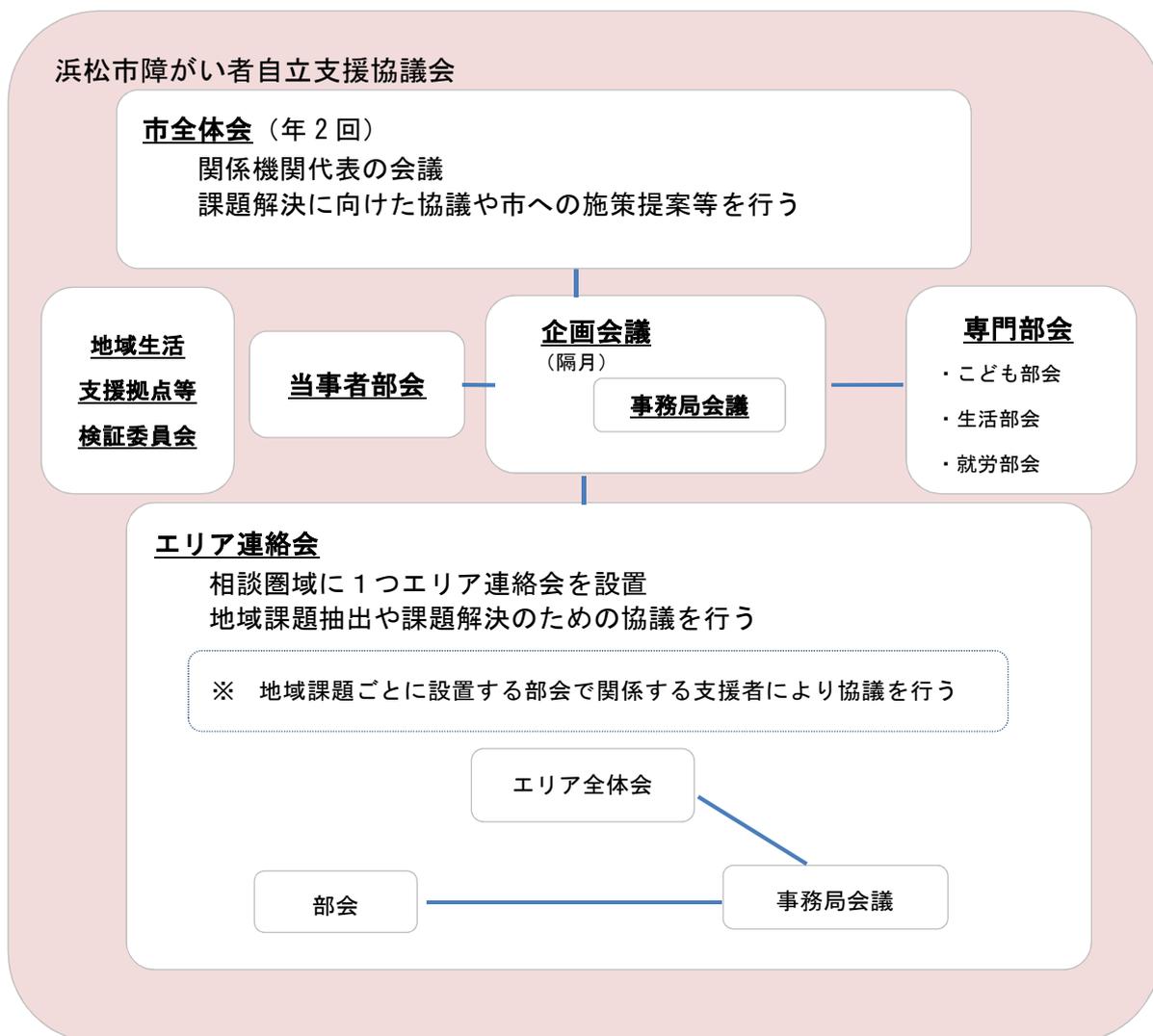
障害保健福祉課

1 概要

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障がいのある人への支援の体制の整備を図るため、浜松市障がい者自立支援協議会を設置している。

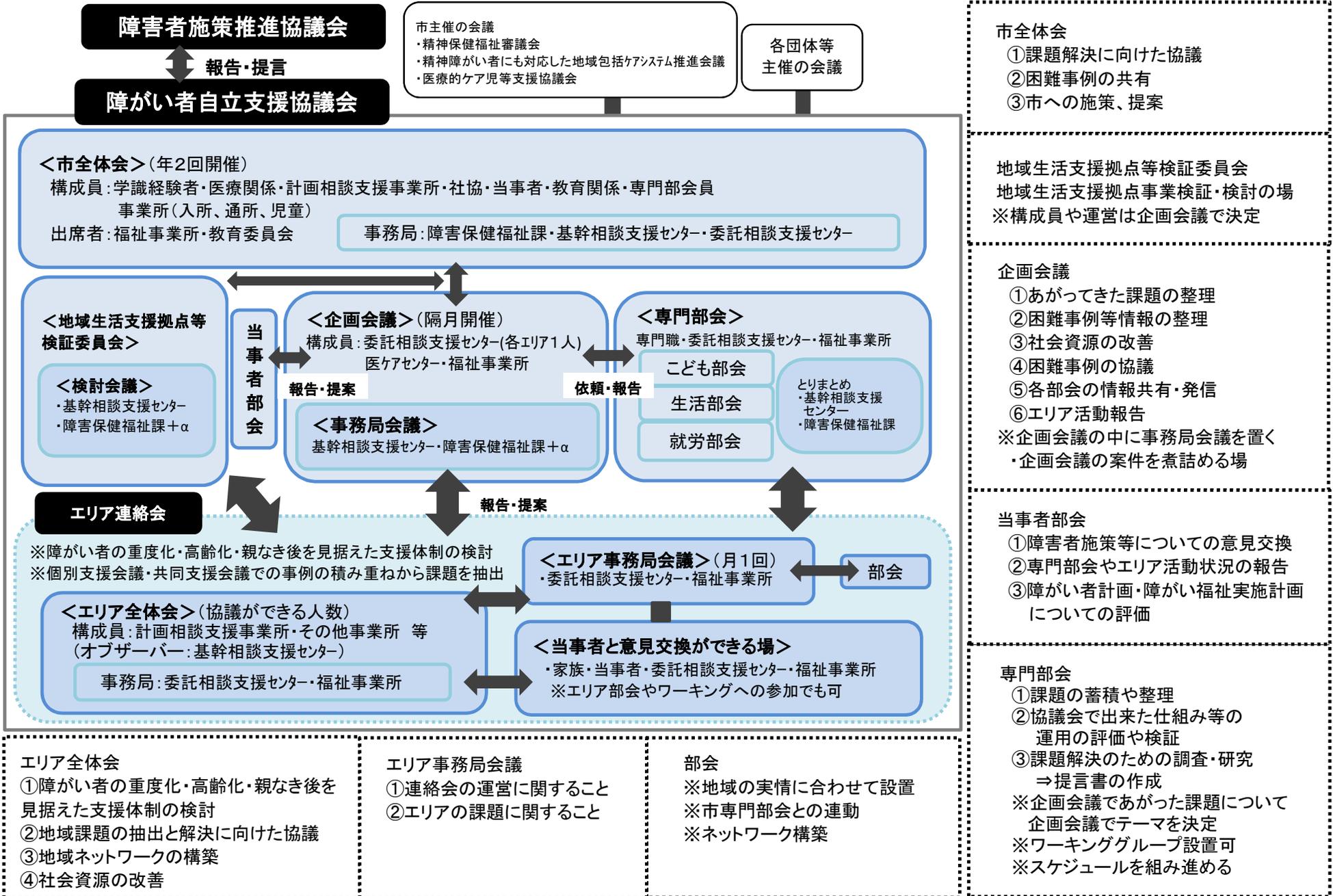
浜松市障がい者計画の理念である「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」を目指し、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題についての情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っている。

2 体制



浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち」



令和6年度 エリア連絡会の活動について（案）

浜松市障がい者自立支援協議会

1. 概要

エリアの再編に伴い圏域に変化が生じるエリアがある等の背景を踏まえ、エリア連絡会においても活動内容や体制について見直しを図る必要がある。第4次障害福祉計画にある「より身近な地域での支援体制整備」を進めるため、令和6年度をエリア連絡会の体制を見直す期間として各エリアで取り組んでいく。

2. 背景

浜松市における障がい者相談支援事業については、相談員や地域の関係者から、圏域が広域となり身近な相談になっていないとの意見があり、令和6年度 支援体制の見直しを図り8センター体制（1基幹相談支援センター、7相談支援センター）とした。

また、第4次障害者計画では「障がいのある人に対する支援体制の整備等の協議を行う障がい者自立支援協議会について、各相談圏域に設置したエリア連絡会で協議を行うことで、身近な地域での支援体制整備に努めます。」とされ、各エリア連絡会においては身近な地域での体制整備を推進していくことが求められている。

3. 内容

各エリア連絡会において、より身近な地域での支援体制整備及び地域課題の抽出ができるよう活動内容や体制の見直しを図る。これまでの活動の継続性を考慮しつつ、構成員と協働で見直しを進めていく。

《活動内容の例》

- ・ 事務局会議等を隣接エリアと共同で開催する等、柔軟に展開を図りエリア連絡会の体制を協議する。
- ・ エリアの地域診断等を実施し、エリアに不足している社会資源をどのように考えるかを踏まえ、隣接エリアとの連携等を検討する。
- ・ エリア連絡会のあり方に関する協議の場をエリア連絡会に位置付け、構成員と協働で検討することで地域の実情に合わせた部会を設置し、次年度に新体制をスタートする。
- ・ エリアの規模や特性から圏域をどのように捉えるかについて協議し、体制整備を進める。

《年間スケジュール》

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------|---------|----|----|----|----|------------|-----|-----|-----|------------|----|----|
| エリア 周知 | | | | | | 企画会議 共有 | | | | 企画会議 共有 | | |
| | → エリア活動 | | | | | → エリア活動 | | | | | | |

令和6年度 浜松市障がい者自立支援協議会 こども部会 活動計画（案）

1. 背景と目的

令和5年度の浜松市障がい者自立支援協議会において、専門部会の機能について次の3つが挙げられている。令和6年度こども部会においてはこれらの専門部会の機能について実施をしていく。

- ① 課題の蓄積や整理
- ② 協議会で出来た仕組み等の運用の評価や検証
- ③ 課題解決のための調査研究を行い、提言書を作成（ワーキンググループの設置可）

2. こども部会構成員

| | |
|--------|-----------------------|
| 伊藤 幸枝 | （当事者部会） |
| 太田 裕子 | （はままつ児童発達支援ネットワーク連絡会） |
| 松本 知子 | （浜松市障がい児放課後支援連絡協議会） |
| 野呂 耕助 | （児童精神科医療機関） |
| 高橋 祥二 | （浜松市発達相談支援センタールピロ） |
| 宮司 登志江 | （浜松市相談支援専門員連絡会） |
| 増井 真由美 | （浜松市障がい者相談支援事業連絡会） |
| 雨宮 寛 | （浜松市主任相談支援専門員会）※部会長 |

【事務局】

| | |
|--------|---------------------|
| 本宮 早奈映 | （浜松市障がい者基幹相談支援センター） |
| 玉木 祐次郎 | （浜松市障がい者基幹相談支援センター） |
| 大庭 靖史 | （障害保健福祉課） |
| 中谷 麻由実 | （障害保健福祉課） |

3. 令和6年度活動内容

- ・ 課題解決に向けた調査研究のための「サポートかけはしシート」「強度行動障害の予防支援体制」について、ワーキングを設置する。
- ・ 「アセスメントツール」について、研修を通じての普及を継続。
- ・ 「18歳からの移行支援」について、今年度から「浜松市障がい児等移行調整会議」を浜松市で設置。こども部会の活動の一環として障害児入所施設に入所している15歳以上の児童について、成人期に相応しい環境へ円滑に移行できるよう取り組む。協議内容については部会へ報告する。
- ・ 障がい児を支援する支援員研修会を年3回実施。（内容：教育と福祉の連携、こどもアセスメントツール、虐待や権利擁護における行政との連携）

【設置するワーキング】

| ワーキング | 内容 | 構成員（予定） |
|--------------------|--|--|
| サポートかけはしシートワーキング | 令和5年度に検証をした「サポートかけはしシート」について、内容の見直しや検証を行う。 | 教育支援課／はままつ児童発達支援ネットワーク連絡会／障がい児放課後支援連絡協議会／相談支援専門員連絡会 |
| 強度行動障害の予防支援体制ワーキング | 令和5年度に生活部会で行った強度行動障害WGの研修等から、児童期の予防的なかわりが重要との意見があり、浜松市における、こどもの支援に関する実態調査の実施や、予防に関する支援について協議を行う。 | 発達相談支援センタールピロ／はままつ児童発達支援ネットワーク連絡会／障がい児放課後支援連絡協議会／相談支援専門員連絡会／医療機関など |

4. スケジュール

【こども部会開催予定】

| 開催時期 | 内容 |
|--------|---|
| 令和6年6月 | 今年度のワーキング設置等について協議 |
| 令和6年9月 | ワーキング等の進捗確認 浜松市障がい児等移行調整会議進捗報告 地域の障がい児の緊急対応について |
| 令和7年1月 | ワーキング等の活動内容のまとめ |

【ワーキング等開催予定】

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| サポートかけはしシート | | → | | | | | | | |
| 強度行動障害児の予防支援体制 | | | | | → | | | | |
| 障がい児を支援する支援者研修会 | | ○ | | | ○ | | ○ | | |

以上

令和6年度 浜松市障がい者自立支援協議会 就労部会 活動計画（案）

1. 背景と目的

令和5年度の浜松市障がい者自立支援協議会において、専門部会の機能について次の3つが挙げられている。令和6年度就労部会においてはこれらの専門部会の機能について実施をしていく。

- ① 課題の蓄積や整理
- ② 協議会で出来た仕組み等の運用の評価や検証
- ③ 課題解決のための調査研究を行い、提言書を作成（ワーキンググループの設置可）

2. 就労部会構成員

赤池 千明 （当事者部会）
原田 陽子 （静岡県作業所連合会・わ 浜松地区会）
鈴木 太 （西遠地区就業促進協議会）
加藤 陽一 （就労支援機関：障害者就業・生活支援センター）
柿畑 新也 （就労支援機関：浜松公共職業安定所）
都筑 雄一 （浜松市相談支援専門員連絡会）
永田 実枝子 （浜松市障がい者相談支援事業連絡会）
岸 直樹 （浜松市主任相談支援専門員会）※部会長

【事務局】

玉木 祐次郎 （浜松市障がい者基幹相談支援センター）
野島 和樹 （浜松市障がい者基幹相談支援センター）
大庭 靖史 （障害保健福祉課）
青柳 聖弥 （障害保健福祉課）

3. 令和6年度活動内容

- ・ 課題解決のための調査研究として、「就労アセスメント評価・検証ワーキング」「就労選択支援ワーキング」の2つのワーキングを設置する。
- ・ エリア連絡会から個別ケースに関する課題が挙げられた際は速やかにワーキングを設置して実施できるようにする。

【設置するワーキング】

| ワーキング | 内容 | 構成員 |
|------------------------|---|---|
| 就労アセスメント 評価・検証ワーキング | 令和6年度に施行実施をしている就労アセスメントについての精査、検証を行い、仕組みの検証を行う。 | 就労移行支援/計画相談/ 西遠地区就業促進協議会 /障害者就業・生活支援 センター ※R5年度の構成員 |
| 就労選択支援 ワーキング | 令和7年10月に創設予定である就労選択支援を踏まえ、浜松市における就労選択支援に関する事業所の検討状況を把握して体制整備につなげるとともに、就労アセスメントの標準化及び質の向上を目指す。 | 就労移行支援/就労継続 支援/障害者就業・生活 支援センター/浜松市障 害者就労支援センター/ 計画相談/委託相談/西遠 地区就業促進協議会 |

4. スケジュール

【就労部会開催予定】

| 開催時期 | 内容 |
|---------|---------------------------|
| 令和6年6月 | 課題の整理及び令和6年度ワーキング活動について協議 |
| 令和6年10月 | ワーキングについての進捗報告、協議 |
| 令和7年1月 | 令和6年度ワーキングの活動内容のまとめ |

【ワーキング開催予定】

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 就労選択支援 ワーキング | → | | | | | | | | |
| 就労アセスメント評 価・検証 ワーキング | | | → | | | | | | |

以上

※なお、就労選択支援ワーキングについては、アセスメントの標準化・質の向上につながる取り組み、仕組みづくりが必要なため、結論が出るまで延長し、就労選択支援がスタートするまでに適切な仕組みづくりにつなげていく。

令和6年度 浜松市障がい者自立支援協議会 生活部会 活動計画（案）

1. 背景と目的

令和5年度の浜松市障がい者自立支援協議会において、専門部会の機能について次の3つが挙げられている。令和6年度生活部会においてはこれらの専門部会の機能について実施をしていく。

- ① 課題の蓄積や整理
- ② 協議会で出来た仕組み等の運用の評価や検証
- ③ 課題解決のための調査研究を行い、提言書を作成（ワーキンググループの設置可）

2. 生活部会構成員

小田木 一真 （当事者部会）
古橋 誠 （浜松市生活介護連絡協議会）
長谷川 行信 （浜松市生活介護連絡協議会）
伊藤 翼 （社会福祉法人浜松市社会福祉協議会）
櫻井 洋升 （浜松市相談支援専門員連絡会）
野口 高臣 （浜松市障がい者相談支援事業連絡会）
山下 由佳 （浜松市主任相談支援専門員会）※部会長

【事務局】

後藤 翔一郎 （浜松市障がい者基幹相談支援センター）
小杉 茉巳 （浜松市障がい者基幹相談支援センター）
大庭 靖史 （障害保健福祉課）
鈴木 史哉 （障害保健福祉課）

3. 令和6年度活動内容

- ・ 課題解決のための調査研究としてワーキングの設置について協議し、「強度行動障害」「モニタリング検証」「防災」の3つのワーキングを設置する。
- ・ 令和3年度の浜松市障がい者自立支援協議会で作成し、運用している「委託相談評価」について検証する。

【設置するワーキング】

| ワーキング | 内容 | 構成員 |
|-------------------|---|---|
| 強度行動障害支援 ワーキング | 事業所単位でコンサルテーションを受ける体制及び事業所への専門職派遣に関する体制構築を図る。 | 入所施設/生活介護事業所/主任相談支援専門員/障害保健福祉課 ※R5年度の構成員 |
| モニタリング検証 ワーキング | モニタリング報告書やサービス等利用計画の内容に関する評価・確認を通して専門員の質の担保を図るため、浜松市における検証方法を仕組化する。 | 計画相談/主任相談支援専門員/福祉事業所社会福祉課/障害保健福祉課 給付グループなど |
| 防災ワーキング | 専門職を活用した個別避難計画の作成について、記載内容などを検討しモデル作成を実施する。 | 当事者/医ケアセンター/委託相談/計画相談//福祉事業所社会福祉課/危機管理課など |
| 余暇支援 ワーキング | 障害者の余暇活動の場や機会を作るため、どのようなニーズがあるか実態調査を実施し具体的取り組みへつなげる。 | 委託相談/計画相談/サービス提供事業所/障害保健福祉課など |

4. スケジュール

【生活部会開催予定】

| 開催時期 | 内容 |
|--------|------------------------------|
| 令和6年6月 | 令和6年度 ワーキング設置について協議 |
| 令和6年9月 | 委託相談評価の検証 Q&A 作成・実施の効果について検証 |
| 令和7年1月 | 令和6年度 ワーキングの活動内容のまとめ |

【ワーキング開催予定】

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|-------------------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|
| 強度行動障害支援 ワーキング | | → | | | | | 研修 | | | |
| モニタリング検証 ワーキング | | | | → | | | | | | |
| 防災ワーキング | | | → | | | | | | | |
| 余暇支援ワーキング | | | | | | | | → | | |

以上

地域生活支援拠点等について

障害者総合支援法の改正と地域生活拠点等

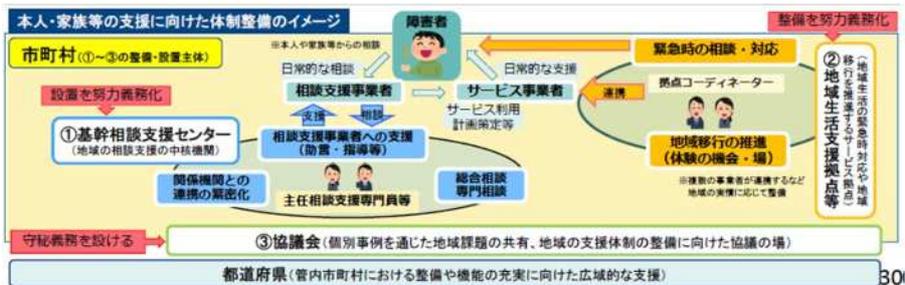
- ・ 令和4年12月の障害者総合支援法の改正により、地域生活支援拠点等の整備が法に位置付け。(第77条第3項、第4項)
- ・ 障がい者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急事態の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。

地域生活支援拠点等の機能

1. 居宅で生活する障がい者等の、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急事態における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
2. 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、そのための相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
3. 障がい者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

浜松市

地域生活支援拠点等について



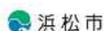
浜松市

出典:第40回 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(R5.10.23) 資料

地域生活支援拠点等の登録に関する手続きについて

【経緯・背景】

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を設けるとともに、機能の充実を図るとされた。
- 「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(R6.3.29付け障障発0329第1号)において、市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、「事前協議 → 市町村への届出 → 市町村からの通知」といった手順を経ることが基本とされ、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないとされた。
- 浜松市では、以前から「障がい者緊急時対応事業」を実施しており、地域で生活する障がい者が地域生活が困難となる緊急事由が発生した際に、当該障がい者に対し迅速な対応が行えるよう、障害者支援施設を中心に緊急時に受入可能な指定短期入所事業所について事業への登録を依頼し、支援体制の構築を進めてきた。



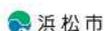
地域生活支援拠点等の登録に関する手続きについて

【課題】

- 地域生活支援拠点等を登録するにあたって、事前協議をどのように実施するか。(いつ、誰が誰と、どのような内容を)
- 浜松市として、地域生活支援拠点等の役割として何を求めるか。
- 地域生活支援拠点等の整備に当たっては、エリアとの関わりも重要ではないか。
- 登録したあとの実績を確認することも必要ではないか。

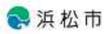
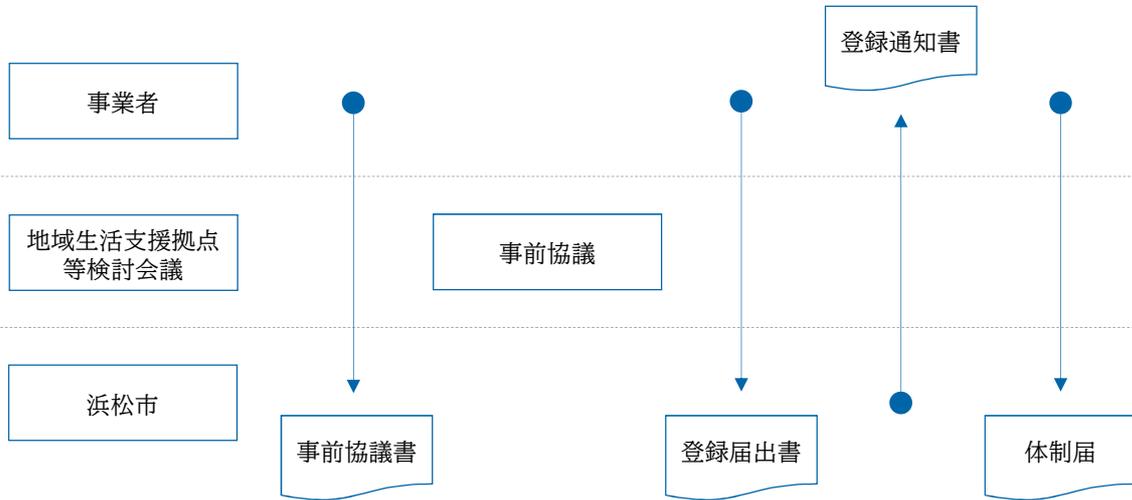
【検討の方向性】

- 「地域生活支援拠点等検討会議」において事前協議を行うこととしたらどうか。
- 事前協議においては、浜松市における地域生活支援拠点等事業について説明するほか、事業所からは地域生活支援拠点等にどのように関わることができるか説明を求めたらどうか。
- 必要に応じて、エリア連絡会の担当者にも事前協議に参加してもらったらどうか。
- 登録事業所に対し、定期的の実態把握を行うこととしたらどうか。



地域生活支援拠点等の登録に関する手続きについて

【手続きフロー】

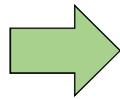


地域生活支援拠点

届出希望
事業所



・事前協議書の提出
※検討会開催の
前月15日まで



事前協議の場

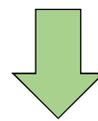
拠点検討会



協議内容

- ・運営規定の確認
- ・浜松市における拠点整備状況及び課題
- ・実際の支援を行う際の連携方法等
- ・整備の公表に係る周知方法等

【参加者】
事業所管理者等、行政、相談支援センター
(基幹相談、委託相談)



・登録届出書
の提出

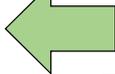
地域生活支援拠点

体験の場・機会

緊急時対応事業

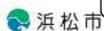


相談・コーディネート



・体制届出の提出

- ・検討結果の共有
- ・地域生活支援拠点等の位置付けに関する通知書の発行
- ・拠点事業所の一覧化



【参考資料】

- 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の公布について(通知)」(令和4年12月16日付け障発1216第3号)
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(令和6年2月6日、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)
- 「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月29日付け障発第0329第1号)
- 「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」(令和6年3月29日付け障発0329第8号)
- 「地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック」(令和5年度厚生労働科学研究補助金、2024年5月)

浜松市医療的ケア児等支援の取組み（報告）

1. 浜松市医療的ケア児等相談支援センターの設置

令和6年4月1日に福祉交流センター3階、浜松市障がい者基幹相談支援センター同室に設置。

業務内容

- ①相談業務
- ②地域の体制整備
- ③その他の業務

2. 浜松市医療的ケア児等支援協議会（令和6年7月31日開催）

(1) 医療的ケア児等相談支援センター活動報告

相談業務

4～6月（本人・ご家族）実人数24人（新規7人、昨年度からの継続17人）

4～6月（関係機関）実人数53人（新規26人、昨年度からの継続27人）

地域の体制整備

訪問看護ステーションと同行訪問4回

こども園や障害福祉サービス事業所での緊急対応研修3回

医ケアセンターの活用・連携についての説明27回

(2) 医療的ケア児等災害ワーキング中間報告

令和6年度第1回（令和6年6月26日開催）

- ・浜松市の現状について、危機管理課・健康医療課より説明。
- ・国現状について、医療的ケア児等相談支援センターより説明。
- ・「医療的ケア児等情報提供書兼同意書」の流れ、安否確認の現状について、障害保健福祉課より説明。
- ・聖隷浜松病院・聖隷三方原病院・浜松医療センター・浜松医科大学附属病院に様式について説明。⇒新規対象者への配布依頼。

(3) 医療的ケア児等情報提供同意者数について

1,496人（R6.5.31時点）

内 0～17歳：145人、64歳以下：541人

浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会
令和5年度の活動及び令和6年度の取組みについて

健康福祉部 障害保健福祉課

1 基本理念

精神障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができる浜松

2 令和6年度事業推進体制

(1) 代表者会議（関係領域の代表者レベルの会議） 年2回開催

- ・保健・医療・福祉関係者により、地域における課題の共有、目標設定、工程表
- ・手段の承認、事業全体の評価・見直しについて協議

(2) 企画会議（関係領域の実務者レベルの会議） 月1回開催

- ・地域における課題について、解決に向けた対策や仕組みを検討
- ・課題解決に向けて必要な事項の調査をするため、ワーキンググループを設置

| | |
|---------------|--|
| 研修会の実施 | <p>①目的</p> <p>精神に障がいがある方を支援する医療、保健、福祉等の各機関が、それぞれの専門性やできることの限界について相互理解を図り、有機的な連携や顔の見える関係づくりを推進する。</p> <p>②内容</p> <p>令和6年度 多職種連携のための支援者連携研修会 ～みんなで考えよう・つなげよう・浜松の輪～</p> <p>研修内容：・こども家庭センターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例提供「多問題（アルコール依存症の父、発達に課題のある子ども）を抱えるケース」 ・グループワーク（各機関ができる支援の共有、連携方法について） |
|---------------|--|

(3) ワーキンググループ

| | |
|---------------------------|--|
| 実態調査 ワーキンググループ | <p>①目的</p> <p>調査を通して、本市の実態把握を行い、客観的データに基づいた当事者支援の仕組みづくりの構築を図る。</p> <p>②活動内容</p> <p>下記調査の実施及び報告のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援センター及び特定 ・一般相談支援事業所と医療機関及び施設等との連携状況 <p>③活動の成果と今後について</p> <p>令和5年度は、精神科病院に対してアンケート調査を実施し、地域援助事業者等の連携状況を把握した。</p> <p>今年度は、障がい者相談支援センター及び特定・一般相談支援事業所等の地域援助事業者に対し8月から9月頃にかけてアンケート調査を実施し、他機関との連携状況の実態を把握する。</p> |
|---------------------------|--|

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>地域連携 ワーキンググループ</p> | <p>①目的 精神科病院からの地域移行の推進と切れ目ない支援体制の構築に向けた支援者間の連携強化を目指す。</p> <p>②活動内容 ・ 1事例の事例検討会とモニタリング会議の実施予定 ・ 事例共有会の開催</p> <p>③活動の成果と今後について 令和5年度は、事例共有会を開催し、支援者同士が顔の見える連携を促進することができた。 今年度も引き続き医療と地域の多職種連携を図るため、事例共有会を開催する。また、7月24日に精神科病院での事例検討会を実施し、今後開催予定のモニタリング会議で、事例の進捗状況を確認するとともに、引き続き支援者間の連携強化を目指す。</p> |
| <p>ピア ワーキンググループ</p> | <p>①目的 ピア活動の活性化とピア同士のつながりを強化し、本市におけるピアサポーターの在り方を検討する。</p> <p>②活動内容 ・ あすなる会（当事者グループ）の開催 ・ あすなる会にて、「ピア交流会～サポートセンターなかせと交流しよう～」を開催予定</p> <p>③活動の成果と今後について 令和5年度は市内のピア交流会を開催し、参加者がピアサポートについて学ぶ場、当事者同士、支援者同士、当事者と職員同士の顔の見える関係づくりの機会となった。 今年度はあすなる会にて他市の先進的な活動をしている事業所とのピア交流会を開催し、実際の先進的なピア活動について学ぶ。</p> |

5歳児健康診査事業について

1. 目的

- ・特別な配慮が必要な児を年中の時期に把握し、個々の状況に合わせた支援をすることで、就学前後の成長・発達を支援する。
- ・保護者がわが子の特性や課題などに気づきを持ち、こどもへの適切な関わりや配慮を理解し、対応することで就学後の集団生活への適応を図る。
- ・就学前後のフォローアップ体制として、保健・医療・福祉・医療の分野が連携・協議しながら、切れ目のない支援体制の構築を行う。

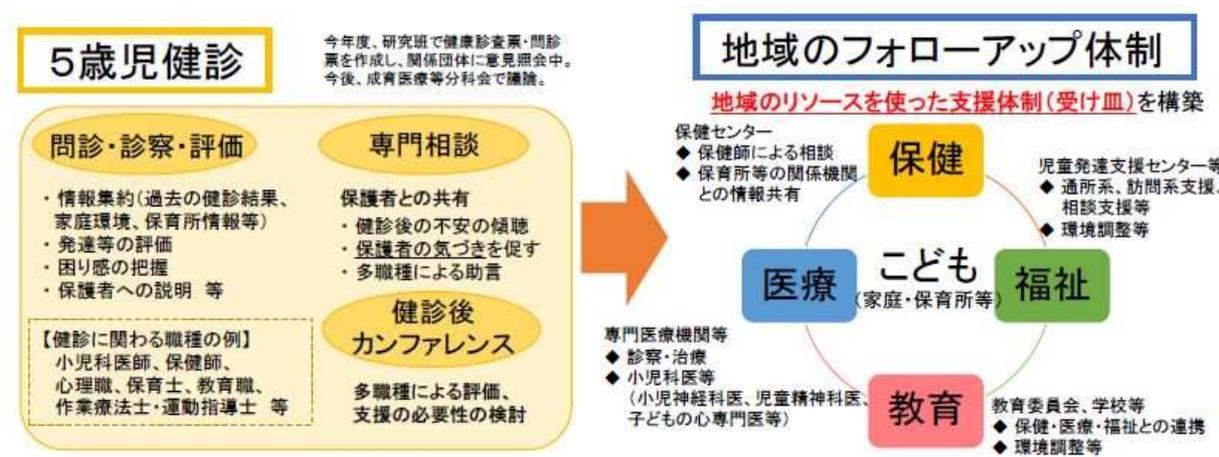
2. 背景

- ・発達障害児において、就学後に対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に問題を有することが多く、不登校などの二次障害を示しやすいと指摘されている。
- ・就学時に特別な教育的配慮が必要な児に対して早期介入を実施することにより、発達課題について保護者の気づきや就学適応が向上することが期待される。
- ・学童期、思春期の健康増進に向けて、運動習慣及び睡眠時間の確保、適切なメディア利用及び食習慣の習得といった保健指導を就学前に行うことが重要である。
- ・妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産から就学前まで切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、国が令和5年度第1号補正予算において5歳児健康診査事業の実施に係る費用助成を示し、全国の自治体で実施を目指すとした。

3. 対象年齢

おおむね4歳6か月～5歳6か月(年中児)

4. 5歳児健康診査イメージ(国資料抜粋)



第2回こども家庭審議会成育医療等分科会

(令和5年11月22日) 資料より

5. プロジェクトチーム設置の目的

- ・就学前後の切れ目のない支援体制を構築する。
- ・庁内関係各課や、庁外の保健、医療、教育、福祉の関係者が連携したフォローアップ体制を構築する。

6. 庁内外プロジェクトチーム会議について

- ・参加者：庁外9団体9名、庁内（事務局含む）9課21名
- ・第1回：令和6年7月22日（月）

協議事項：5歳児健康診査の実施体制等について

巡回型一次スクリーニングを利用した一般健康診査と健診後の事後フォローとして事後相談事業を一体的に実施するという方向性で合意となった。

- ・第2回：令和6年9月9日（月）に開催予定

5歳児健康診査の実施体制の詳細イメージや課題等について、協議を実施予定。

庁外（50音順）

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 一般社団法人 浜松市医師会 |
| 2 | 社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団 |
| 3 | 社会福祉法人 ひかりの園 |
| 4 | 特定非営利活動法人浜松政令市医師会 |
| 5 | 浜松市障がい者基幹相談支援センター |
| 6 | はままつ児童発達支援ネットワーク連絡会 |
| 7 | 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 |
| 8 | 浜松市私立幼稚園協会 |
| 9 | 浜松民間保育園長会 |

庁内（部局順）

| | | |
|-----|--------|-------------|
| 1 | 健康福祉部 | 障害保健福祉課 |
| 2 | 健康福祉部 | 中央健康づくりセンター |
| 3 | 健康福祉部 | 浜名健康づくりセンター |
| 4 | 健康福祉部 | 天竜健康づくりセンター |
| 5 | こども家庭部 | 子育て支援課 |
| 6 | こども家庭部 | 幼保運営課 |
| 7 | 学校教育部 | 教育支援課 |
| 8 | 学校教育部 | 健康安全課 |
| 事務局 | 健康福祉部 | 健康増進課 |